

## 公聴会開催記録書

様式第7号（第13条関係）

対象となる都市計画案の種類	都市施設（都市計画道路）
対処となる都市計画案の概要	宮崎広域都市計画道路住吉通線及び尾原通線を追加、花ヶ島西通線及び徳ヶ渕御殿下通線を変更
開催日時	令和3年7月26日（月） 14:06～14:11
開催場所	宮崎市佐土原総合支所 第一会議室
出席者（県）	都市計画課）梅下課長、村岡課長補佐、古賀主幹 甲斐主任技師、対馬技師
公述申出人（人数）	2人
公述者数及び公述者住所・氏名	公述者氏名：①A 氏（宮崎市在住） ②B 氏（宮崎市在住）
参加者数	8人
公聴会の経過に関する事項	<p>①公聴会の開催公告 令和3年7月5日 第507号</p> <p>②案の縦覧期間 令和3年7月5日から令和3年7月19日まで</p> <p>③案の縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎土木事務所及び高岡土木事務所並びに宮崎市住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所</p> <p>④公述申出期限 令和3年7月19日</p>
備考	

公述人が述べた意見の概要	<p>①計画ルートが家の横を通るような計画になっており、道路完成後かなりの交通量が予想される。その際、騒音や振動或いは排気ガスの心配が懸念されるが、対策内容をお聞きしたい。また、対策後も日常生活に支障が出た場合の、補償等についてどのように考えるか教えて欲しい。</p> <p>住吉道路のルートが田畠や山を通過する中、下那珂神社の先から尾原地区にかけて、民家を通りようルートになった理由を教えて欲しい。私見として、下那珂神社の方から、県の農業試験場の山沿いを抜けて、民家を通りらずに抜けるルートも考えられるのではないかと思うがと思っており、そういう小さなルートの変更が可能なのか審議をしていただきたい。</p> <p>都市計画の決定の告示をされてからおおよその着工時期、工事期間、完成時期の見通しについて、現時点でわかる範囲で教えていただきたい。</p> <p>②住吉通線の道路計画としては反対ではないが、ルート上に私の家が入っていること、また、ルート上に地蔵様が住居入っており、できれば避ける形で農業試験場側を通していただければと思っている。また、計画の修正ができない場合に、立ち退き時期等が今後具体的になった時点で教えていただきたい。</p>
--------------	--

以上の内容に相違ないと認めます。

令和3年 7月 26日

(公聴会議長) 職名 課長補佐

氏名 村岡 昭彦

